

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

(処分行政庁 沖縄県教育委員会教育長)

証拠説明書(2)

2022（令和4）年8月10日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅 俊 司

同

三宅 千 晶

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作成者	立証趣旨
11	詳解 情報公開法 (抄本)	写 し H13	総務省行 政管理局	情報公開制度の目的は「国民 主権の理念にのっとり、行政 文書の開示を請求する国民 の権利につき定めることに より、行政運営の公開性の向 上を図り、もって政府の諸活 動を国民に説明する責務が 全うされるようにするとと もに、国民による行政の監

					<p>視・参加の充実に資すること」という点にあること、本件条例7条7号ウの『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求される」のであって、そうでない場合には、公文書開示請求に係る文書を「例外的に」不開示とすることは許されないこと等。</p>
12	<p>新・情報公開法の 逐条解説 [第8 版] (抄本)</p>	<p>写 し</p>	2020	宇賀克也	<p>本条例7条7号柱書にいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求される」こと、行政機関が行う事務又は事業に関する情報（以下「事業情報」という。）について、当該事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件該当性判断については、行政機関に公範な裁量権</p>

					限を与える趣旨ではないとされること、開示の決定がなされた場合、取消訴訟の手続きにおいては、不開示処分の妥当性を主張・立証する責任は行政機関の長が負うとするのが、判例上確立した考え方であること等。
13	判決書	写し	R4.4.21	増森珠美 裁判官ら	百按司墓は、沖縄県国頭郡今帰仁村字運天運天原109番の国定公園内に所在する墳墓であること、金関は、昭和4年1月8日から同月12日にかけて、百按司墓から人骨を収集したこと、金関は国立台湾大学にその全部又は一部（少なくとも頭蓋骨33体分）を同大学に持ち出したこと、金関が台北帝国大学に持ち出した人骨のうち一部（頭蓋骨33体分）は、平成31年3月、国立台湾大学、同医学院、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会の協議に基づき、沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫へと移管されたこと等。
14	琉球民俗誌 (抄本)	写し	1968	金関丈夫	甲13記載の甲41の内容、金関氏が琉球人の遺骨を持

					ち出した経緯等の詳細等。
15	「琉球民族遺骨返還訴訟」への意見書	写し	2020.9.30	同志社大学社会学部教授 板垣竜太	金関氏の本件琉球人遺骨を含む琉球人遺骨の収集時期、場所及び内容(153頁)や、金関氏の弟子である許氏による頭蓋骨の研究内容等。
16	法人文書開示決定通知書(京大総法情第118号)	写し	H29.11.2	国立大学法人京都大学	京都大学は、平成29年11月2日付で、人骨標本台帳毎に記録された文書のうち、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号に基づき、特定の個人を識別できる情報(氏名・所属・肩書き)について、慣行として公にされていないか、公にすることが予定されていない情報を不開示とし、その余を開示したこと、本件移管台帳と同様、「遺骨の採集場所、性別」が記載されている文書を不開示とはしていないこと等。
17	人骨標本台帳毎に記録された文書	写し	R3.11.4	不明	同上
18	法人文書開示決定通知書(海大1-1-3号)	写し	H20.6.17	国立大学法人北海道大学	北海道大学は、平成20年6月17日付で、アイヌ人骨台帳のうち、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号に基づき、北

					海道大学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報を除く部分を開示したこと、本件移管台帳と同様、「遺骨の採集場所、性別」が記載されている文書を不開示とはしていないこと等。
19	アイヌ人骨台帳	写し	不明	不明	同上
20	法人文書開示決定通知書（海大1-1-5号）	写し	H20.9.4	国立大学法人北海道大学	同上
21	アイヌ民族人体骨発掘台帳（写）	写し	不明	医学部解剖学第二講座	同上
22	答申120号	写し	R2.9.24	沖縄県情報公開審査会	処分行政庁が本件以前にも違法不当な公文書開示を行っていたこと等。
23	答申121号	写し	R2.10.21	沖縄県情報公開審査会	同上

以上